○精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応について

令和８年１月 30 日

人 対 第 １３９ 号

警 察 本 部 長

精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応について（通達）

精神科病院における障害者虐待事案を認知したときは、対号通達に基づき対処してきたところ、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる人身安全関連事案に係る情報管理業務実施要領（令和８年人対第131号）の制定に伴い、令和８年２月２日から、別添対応要領のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、対号通達は、令和８年２月１日限り、廃止する。

別添

精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応要領

第１　趣旨

この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）による障害者虐待（法第40条の３第１項に規定する障害者虐待をいう。以下同じ。）を認知した場合の都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定する指定都市を含む。以下同じ。）への通報等の対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第３　対応の基本

障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念を土台として制定された法の精神障害者の権利の擁護を図るとともに福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図るという趣旨を踏まえ、警察で精神科病院における障害者虐待事案を認知した際の通報に適切に対応することを基本とする。

第４　精神科病院における障害者虐待認知時の適切な対応

１　精神科病院における障害者虐待認知時の都道府県への通報（法第40条の３関係）

警察職員は、警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、保護等の各種警察活動を通じ、精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した場合は、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる人身安全関連事案に係る情報管理業務実施要領（令和８年人対第131号）に規定する恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等情報管理業務（以下「恋もつ事案等情報管理業務」という。）により登録するとともに、速やかに警察署長を経て都道府県に通報すること。

(1)　通報に係る留意事項

ア　被害者が精神障害者に該当するかどうか判断ができない場合

法第５条第１項に規定する精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者とされている。しかしな

がら、警察において、被害者が精神障害者に該当するかどうかを正確に判断することは困難であるため、被害者の言動、関係者からの聴取内容等により、被害者が精神科病院において医療を受けていることなどが判明した場合には、通報の対象とすること。

なお、通報については、被害者自身が精神障害者であると認識していなくても差し支えない。

イ　障害者虐待があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、精神科病院における障害者虐待を受けたと思われる精神障害者について行うものであるので、障害者虐待を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等から判断して、障害者虐待が行われた可能性があると判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

なお、障害の特性から、被害者に虐待を受けているとの認識がない場合があるので、被害者からの事情聴取において虐待を受けたことを否定したとしても、虐待がないものと即断はしないこと。

ウ　加害者の精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合

加害者を特定していても、当該加害者の精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合があり得るが、その場合であっても、障害者虐待事案の早期発見及び対応の観点から、通報の対象とすること。

エ　精神障害に起因する申出と疑われる場合

精神障害者から精神科病院において障害者虐待を受けている旨の申出がなされ、当該申出が精神障害に起因するものと疑われる場合であっても、都道府県において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

(2)　通報要領

ア　都道府県への通報

警察署で精神科病院における障害者虐待事案を認知したときは、生活安全課長を経て警察署長に報告するものとし、当該報告を受けた警察署長は当該精神科病院を管轄する都道府県に通報するものとする。

イ　通報における留意事項

前記アの通報は、原則として精神科病院における障害者虐待事案通報票（別記様式１。以下「通報票」という。）により行うものとし、急を要する場合には、電話によ

り行うことができる。ただし、電話により行った場合であっても、恋もつ事案等情報管理業務に通報内容等を確実に記録した上、時機を失することなく、通報票を送付すること。

なお、通報票の作成に際し、通報時点で詳細が判明していない事項の欄には、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

(3)　通報後の措置状況の把握

通報後の措置状況を把握するため、都道府県に対し、通報票とともに精神科病院における障害者虐待事案通報に伴う措置結果の情報提供について（別記様式２）を送付し、措置状況の情報提供を依頼すること。

なお、通報後１か月を経過しても都道府県から措置状況の情報提供がないときには、警察署から都道府県に対して措置状況を確認すること。

２　通報以外の措置

精神科病院における障害者虐待事案を認知した際は、被害者の安全確保を図るとともに、事案の緊急性及び重大性を踏まえつつ、事件化の可否及び要否を迅速に判断し、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、速やかに必要な捜査を行うこと。

また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導及び警告するなど、警察として必要な措置を講じること。

３　適切な相談等への対応

精神障害者から被害の相談又は申出がなされた場合は、精神障害に起因する申出との先入観を排除し、精神障害の特性に配慮しながら、被害者の立場に立って丁寧な対応に努めるなど、適切に対応すること。

第５　報告

精神科病院における障害者虐待事案を認知した場合は、埼玉県警察人身安全初動指揮本部の設置及び運営に関する訓令（平成26年埼玉県警察本部訓令第13号）第15条第１項に定めるところにより、即報すること。

第６　留意事項

１　関係部門間の連携

精神科病院における障害者虐待事案への対応に当たっては、部門間の相互の連携を図り、

適切に対応すること。

2　関係機関等との連携

関係機関等が精神科病院における障害者虐待事案を認知して警察に情報提供等する場合も含め、必要に応じて関係機関等と相互に連携し、被害者の立場に立った適切な措置が講じられるようにすること。

3　指導教養の徹底

生活安全部人身安全対策課長及び警察署長は、精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応を推進するため、あらゆる機会を活用して警察職員に指導教養を行うこと。

【様式省略】